

「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の運用について（報告）

平成27年1月8日
水・大気環境課

地下水保全条例の運用にあたり、次の事案については、①法令を優先するもの、②井戸の更新をするものであることから、環境審議会 温泉・地下水部会への報告をもって、審議に代えることとする。
また、環境審議会総会への報告については、省略する。

事案1 公道の融雪装置用の井戸を掘削する場合

○原則、道路関係法令等にもとづき施工されるため、法令等を優先する。

(参考)市町村の要望等を踏まえ施行されるもので、井戸等への影響が生じた場合の補償等も公共事業と同様に明確である。

※実例：岩美町内の国道の融雪装置

事案2 井戸を更新する場合（既存井戸(旧井戸)を廃止し、新井戸を整備する場合）

○同一敷地内において次の条件を満たす場合に限る。

ア：新井戸は旧井戸の近隣に設置されること

イ：同じ帯水層から採水すること（柱状図と深度、ストレーナー位置から判断する）

ウ：同一の採水時期、採水時間及び採水量で採水されること

○ただし、これらの条件を満たさないことが判明した場合は、条例に基づく取扱いとする。

※実例：鳥取市内の事業場（設備の解氷に利用する井戸更新）

【参考】条例と届出の流れ（通常の井戸の場合）

